

東鉄工業グループ 就職活動ハラスメントに対する方針

2026 年 10 月 1 日制定

1. はじめに

当社グループは、安全で快適な交通ネットワークと社会基盤の創造に貢献することを使命としており、その担い手である一人ひとりの人権が尊重されることを、事業活動の前提と位置付けています。

この考えのもと、当社グループは、役員・従業員（正社員、出向社員、契約社員、派遣社員を含みます。以下「従業員」といいます。）及び求職者等（就職説明会・インターンシップの参加者を含みます。以下「求職者等」といいます。）を個として尊重し、職場及び採用活動を含む全ての事業活動において、いかなるハラスメントも行わず、また容認しません。

2. 就活ハラスメントの定義

採用活動に関し、当社グループの役員・従業員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントその他のハラスメントにより、求職者等の就職活動を阻害し、能力の発揮に重大な悪影響を生じさせる等、就職活動を行う上で看過できない程度の支障を生じさせるものをいいます。就職活動等には、採用面接・就職説明会・インターンシップへの参加、当社グループの役員・従業員への訪問（OB・OG 訪問）等が含まれ、SNS 等インターネット上で行われるものも含みます。

3. 該当する行為

具体的には、以下のような行為が該当します。なお、以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・ 性的な冗談・からかい、容姿・恋愛・結婚・私生活に関する質問その他の性的な言動
- ・ 身体への不必要な接触、私的な会食・飲酒への執拗な誘い
- ・ 採用・評価・内定等の優越的な立場を利用した不当な要求や誘い
- ・ SNS・私用端末を通じた私的な連絡、メッセージ送信、フォロー等の要求
- ・ 相談・申告や誘いの拒否等を理由とする不利益な取扱い

4. 就活ハラスメントへの対応姿勢

当社グループは、求職者等一人ひとりを守るため、就職活動ハラスメントを一切許容しません。求職者等と当社グループの役員・従業員が接点を持つ際にハラスメントが起こることのないよう、次の方針を定め、就職説明会・面接・インターンシップ等に関わる役員・従業員に対して教育を実施します。

- ・ 求職者等とのやり取りは、原則として会社のメール及び会社端末を使用し、SNS 及び私用端末でのやり取りは禁止とする。
- ・ 求職者等と 1 対 1 で面会するときは、予め面会時間を指定し、会社施設、貸会議室、学校構内やその近辺のオープンスペース等、第三者の目がある環境で行う。
- ・ 懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮する。

5. 当社グループにおける取組み

- ・ 本方針による企業姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ・ 求職者等と接点を持つ従業員への教育・研修の実施
- ・ 求職者等のためのコンプライアンス相談窓口（内部通報窓口等）の活用による相談・報告体制の整備
- ・ 求職者等、相談者、行為者その他の関係者のプライバシー保護、及び相談・申告したこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止
- ・ 相談・申告があった場合には、求職者等の心身の状況や希望を踏まえ、適切な配慮を行う

6. 相談・通報窓口

【内部通報窓口】常勤監査役

電話・FAX：03-5369-7628

顧問弁護士

スプリング法律事務所 顧問弁護士（担当：石原弁護士）

電話：03-3352-8500 FAX：03-3353-0080

以上